

令和3年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省3-(1))				
施策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備					
政策体系上の位置付け	基本法制の維持及び整備 (- 1 - (1))					
施策の概要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況	当初予算(a)	139,667	131,074	130,906	129,248
		補正予算(b)	0	0	19,185	-
		繰越し等(c)	0	0	-	
		合計(a+b+c)	139,667	131,074	-	
執行額(千円)	115,366	98,991	-			
政策評価実施時期	令和7年8月 (令和4年8月は中間報告)	担当部局名	大臣官房秘書課政策立案 ・情報管理室、民事局総務課、刑事局総務課			
評価方式	総合評価方式					

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため、国民や企業の活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係し、また、様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が多数存在している。

一方、刑事基本法制については、近年の社会情勢の複雑化・多様化に伴い、様々な違法行為や不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会秩序の維持を図っていくためには、そのような社会情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済

型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組み、平成22年度、平成27年度及び令和2年度に評価を行った。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を、「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効なものとし、かつ、社会情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、事後評価の実施に関する計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。令和3年度においては、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 評価結果等

令和3年度に実施した政策（具体的内容）

令和3年度における立法作業の状況については、別紙のとおりである。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【民事関係】

民事関係の法制について、別紙のとおり所要の整備を行っており、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や各種手続の迅速化・合理化・効率化が実現されようとしている。しかし、例えば、家族法制について、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しを図ることなど、民事基本法制を社会経済情勢に応じたものとするために今後も対応を必要とする諸課題がある。これらに速やかに対応しなければ、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、令和4年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

【刑事関係】

令和3年10月、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備について、11の制度の要綱（骨子）案を内容とする答申案が法制審議会（総会）において採択され、法務大臣に対して答申がなされたことから、同答申を踏まえ、刑事訴訟法等の改正に向けた立案作業を進めている。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和4年7月21日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見等の概要

[意見及び回答]

別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答」番号1-1のとおり

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1項第1号、第4条第1項第2号^{*1}

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】

刑事基本法制の整備に係る諸謝金について、外国出張の計画の見直しにより、経費の縮減を図った。

*1 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備，法秩序の維持，国民の権利擁護，国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容	立法作業の状況
【民事関係】		
<p>土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない所有者不明土地が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じている近年の社会経済情勢に鑑み、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを早急に整備する観点から民法、不動産登記法等の見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕 ・民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の見直し</p>	<p>法整備済み 令和3年3月、第204回国会に提出した「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」は、所有者不明土地の発生予防と、既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制を見直すことを内容とするものであり、これらの法律案は、同年4月21日に成立した。</p>
<p>公益信託制度については、平成18年の信託法制定時の衆参両院の附帯決議において、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、所要の見直しを行うこととされている。</p> <p>そこで、公益法人制度改革の内容や、実際の運用状況等を踏まえつつ、公益信託二関スル法律の一般的な見直しを行う。</p>	<p>〔公益信託二関スル法律等〕 ・公益信託二関スル法律の見直し</p>	<p>国会提出検討中 公益信託制度については、旧公益法人から公益社団法人・公益財団法人への移行期間が平成25年11月に満了したことを受け、法制審議会信託法部会において、平成28年6月から平成30年12月まで、その見直しに向けた調査審議が行われ、平成31年2月には、法制審議会において「公益信託法の見直しに関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。この答申を踏まえ、関係府省とも調整した上、関係法案の立案作業を進め、国会へ提出することを検討している。</p>
<p>児童虐待が社会問題となっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定の見直しを行う。</p>	<p>〔民法〕 ・親子法制（懲戒権・嫡出推定規定）の見直し</p>	<p>国会提出検討中 親子法制の見直しについては、令和元年6月に法制審議会に諮問され、同年7月から民法（親子法制）部会において調査審議が行われ、令和4年2月、法制審議会において「民法（親子法制）等の改正に関する要綱」が取りまとめられて、法務大臣に答申された。この答申を踏まえ、できる限り早期に関係法案の立案作業を進め、国会へ提出することを検討している。</p>
<p>我が国の民事裁判手続において</p>	<p>〔民事訴訟法〕</p>	<p>国会提出中</p>

<p>は、ITが十分に活用されているとはいい難い。そこで、近年におけるITの進展等への対応を図る等の観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日などの民事裁判手続のIT化を実現するため、民事訴訟制度の見直しを行う。</p>	<p>・民事訴訟法の見直し</p>	<p>民事訴訟法の見直しについては、令和2年2月に法制審議会に諮問され、同年6月から民事訴訟法（IT化関係）部会において調査審議が行われ、令和4年2月、法制審議会において「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱」が取りまとめられて、法務大臣に答申された。この答申を踏まえ、同年3月、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。</p>
<p>我が国の仲裁法は、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定した国際商事仲裁モデル法に準拠して平成15年に整備されたものであるが、同モデル法が平成18年に一部改正されているところ、その一部改正に対応する規律が整備されていない。現代社会において、国際的な紛争の解決手段として国際仲裁の有用性が増してきており、我が国の国際仲裁を活性化させる観点から、最新の国際水準に見合った法制度を整えるため、仲裁法等の見直しを行う。</p>	<p>〔仲裁法等〕 ・仲裁法等の見直し</p>	<p>国会提出検討中 仲裁法等の見直しについては、令和2年9月に法制審議会に諮問され、同年10月から令和4年2月まで仲裁法制部会において調査審議が行われた。令和3年10月及び令和4年2月に、法制審議会において「仲裁法の改正に関する要綱」及び「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。これらの答申を踏まえ、関係法案の立案作業を進め、国会へ提出することを検討している。</p>
<p>父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しを行う。</p>	<p>〔民法〕 ・家族法制（離婚及びこれに関連する制度に関する規定等）の見直し</p>	<p>法制審審議中 家族法制の見直しについては、令和3年2月に法制審議会に諮問され、同年3月から家族法制部会において調査審議が行われている。</p>
<p>動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕 ・担保法制の見直し</p>	<p>法制審審議中 担保法制の見直しについては、令和3年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から担保法制部会において調査審議が行われている。</p>

【刑事関係】

<p>近時、刑が確定した者又は保釈中若しくは保釈を取り消された被告人等が逃亡する事案が発生している実情等に鑑み、これらの者の逃亡を防止し、身柄の収容を確実にかつ迅速に行えるようにするため</p>	<p>〔刑事訴訟法等〕 ・刑事訴訟法等の改正</p>	<p>国会提出検討中 刑事訴訟法等の改正（公判期日への出頭及び刑の執行を確保するための刑事法の整備）について、令和3年10月に法制審議会において11の制度の要綱（骨</p>
---	--------------------------------	---

の方策等に関する刑事法の整備
について、必要な検討を行う。

子) 案を内容とする答申案が採
択され、法務大臣に対して答申
がなされた。この答申を踏まえ、
刑事訴訟法等の改正に向けた立
案作業を進めており、国会へ提
出することを検討している。